

都城広域都市計画道路の変更（三股町決定）

1. 都市計画道路中3・5・2号病院通線ほか3路線を次のように変更する。
2. 都市計画道路中3・5・6号新馬場五本松線及び3・6・6号東原通線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・2号	病院通線	三股町 大字樺山 字 栗原	三股町 大字樺山 字 大工原	三股町 大字樺山 字 栗原	約820m	地表式	2	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	起点・延長の変更、車線数の決定
	3・5・5号	新馬場榎堀線	三股町 大字樺山 字 榎堀	三股町 新馬場	三股町 大字樺山 字 中原	約900m	地表式	2	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	起点・延長、位置表記の変更、車線数の決定
	3・6・2号	三股都城線	三股町 大字樺山 字 東原	三股町 稗田	三股町 大字樺山 字 榎堀	約2,370m	地表式	2	11m	幹線街路と平面交差 4箇所	交差点、位置表記の変更、車線数の決定
	3・6・5号	山王原早水線	三股町 大字樺山 字 松原	三股町 大字樺山 字 花見原	三股町 大字樺山 字 中原	約2,580m	地表式	2	11m	JR日豊本線と立体交差1箇所 幹線街路安久今市線との立体交差1箇所 幹線街路と平面交差4箇所	交差点の変更、車線数の決定

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

三股町では、近年の少子高齢化の進行、公共投資の縮減といった急激な社会経済情勢の変化等に伴い、まちづくりの方向性や道路の必要性に変化が生じてきていることを受け、第5次三股町総合計画の方針により町内の長期未着手都市計画道路を対象に「宮崎県都市計画道路見直しガイドライン（平成19年4月）」に基づく評価や、住民代表・関係行政機関等から構成される「三股町都市計画道路見直し検討委員会」での審議による見直しを行ってきたところである。また、平成30年3月に策定した「三股町都市計画マスタープラン」にも、長期未着手都市計画道路の見直しに関する方針を定めている。

その結果、3・5・6号新馬場五本松線と3・6・6号東原通線については都市計画の廃止、3・5・2号病院通線と3・5・5号新馬場榎堀線については起点・延長の変更、3・6・2号三股都城線と3・6・5号山王原早水線については、3・5・6号新馬場五本松線や3・6・6号東原通線の廃止に伴う交差点の変更を行うものである。

また、3・5・5号新馬場榎堀線及び3・6・2号三股都城線について、事業区域内の字等の変更に伴う位置表記の変更を行うとともに、3・5・2号病院通線、3・5・5号新馬場榎堀線、3・6・2号三股都城線及び3・6・5号山王原早水線について、車線数を定めるものである。

理 由 書

3・5・6号 新馬場五本松線

本路線は、大字樺山字天神を起点とし、3・6・4号都城坂元線との交差点を終点とする延長約1,010m、代表幅員12mで都市計画決定されており、当初は昭和32年3月29日に決定されている幹線街路である。起点側に“新馬場土地区画整理事業”を計画しており、交通量の増大を予測して、本町市街地の南北方向の幹線道路として計画されていた。

起点側の新馬場土地区画整理事業は、昭和36年に「区域決定」を行い、JR三股駅裏等の市街化整備を計画したが、地区住民の合意形成や、事業計画の骨格となっていた三股貨物駅の整備計画変更等の諸要因により、事業の一部が困難となった。これにより3・5・1号新馬場植木線より以東の約50haについては、昭和53年5月25日に都城広域都市計画事業の変更をし、新馬場土地区画整理事業区域を廃止している。一方、事業変更前の昭和45年より3ヵ年で、3・6・5号山王原早水線及び3・5・1号新馬場植木線を根幹街路として、その約50haの地区内道路の整備を実施している。

JR日豊本線より北側区域においては、幅員8m(2車線)の町道が整備されており、JR日豊本線より南側区域においては、3・5・1号新馬場植木線が南北方向の幹線道路として、既に機能を果たしている。

以上のように、周辺の道路網の整備により、当該地域における円滑な将来の交通処理を図ることができると考えられることに加えて、近年の社会情勢の変化により交通需要の増加が見込まれないため、本路線を廃止する。

3・6・6号 東原通線

本路線は、都市計画道路3・6・5号山王原早水線との交差点を起点とし、3・6・2号三股都城線との交差点を終点とする延長約130m、代表幅員11mで都市計画決定されており、当初は昭和32年3月29日に決定されている幹線街路である。

近年の社会情勢の変化により交通需要の増加が見込まれず、周辺の道路網により当該地域における円滑な将来の交通処理を図ることができると考えられるため、今回本路線を廃止する。

3・5・2号 病院通線

本路線は、大字樺山字松原(早馬公園)を起点とし、3・6・1号三股駅上米線との交差点を終点とする延長約1,000m、代表幅員12mで都市計画決定されており、当初は昭和32年3月29日に決定されている幹線街路である。

整備状況としては、起点から樺山字松原地先(3・6・4号都城坂元線交差部)までは未整備であり、樺山字栗原地先(3・6・4号都城坂元線交差部)から終点樺山字大工原地先(3・6・1号三股駅上米線交差部)までは整備済みである。

未整備区間は、都市公園である3・3・4号早馬公園へのアクセス道路として計画されている部分となるが、同公園の南側に接する街区道路(W=9.5m)が代替機能を果たしており、整備の必要性は低い。

このため、未整備区間の延長約180mを廃止し、計画延長を約820mに変更する。

また、車線数について未決定であったことから、車線数を決定するものである。

3・5・5号 新馬場榎堀線

本路線は、3・5・6号新馬場五本松線との交差点を起点とし、3・4・3号新馬場郡元通線との交差点を終点とする延長約1,230m、代表幅員12mで都市計画決定されており、当初は昭和32年3月29日に決定されている幹線街路である。起点側に“新馬場土地区画整理事業”を計画しており、交通量の増大を予測して、本町市街地の東西方向の幹線街路として計画されていた。

起点側の新馬場土地区画整理事業は、昭和36年に「区域決定」を行い、JR三股駅裏の市街化整備を計画したが、地区住民の合意形成や、事業計画の骨格となっていた三股貨物駅の整備計画変更等の諸要因により、事業の一部が困難となった。これにより3・5・1号新馬場植木線より以東の約50haについては、昭和53年5月25日に都城広域都市計画事業の変更をし、新馬場土地区画整理事業区域を廃止している。一方、事業変更前の昭和45年より3ヶ年で3・6・5号山王原早水線及び3・5・1号新馬場植木線を根幹街路として、その約50haの地区内道路を整備している。

本路線の整備状況としては、起点から大字樺山字榎堀地先（3・5・1号新馬場植木線交差点部）までは未整備、大字樺山字榎堀地先（3・5・1号新馬場植木線交差点部）から終点新馬場地先（3・4・3号新馬場郡元通線）までは整備済みである。

未整備区間の北側に幅員8m（2車線）の町道が整備されており、代替道路としての機能を果たしている。

周辺の道路網により、当該地域における円滑な将来の交通処理を図ることができると考えられ、必要性が低いことから、未整備区間の延長約330mを廃止し、計画延長を約900mに変更する。

また、土地区画整理事業に伴い事業区域内の字等が変更されていることから、位置表記について新たな字等に改めるとともに、車線数について未決定であったことから、車線数を決定するものである。

3・6・2号 三股都城線

本路線は、3・6・3号山王原上米線との交差点を起点とし、大字樺山字唐橋（都城市行政界）を終点とする延長約2,370m、代表幅員11mで都市計画決定されており、当初は昭和32年3月29日に決定されている幹線街路である。

全線約2,730mは概成しているが、今回の長期未着手路線を対象とした見直しによる3・5・6号新馬場五本松線と3・6・6号東原通線の廃止に伴い、交差点区域及び交差点数の変更を行うものである。

また、土地区画整理事業に伴い事業区域内の字等が変更されていることから、位置表記について新たな字等に改めるとともに、車線数について未決定であったことから、車線数を決定するものである。

3・6・5号 山王原早水線

本路線は、3・6・4号都城坂元線との交差点を起点とし、大字樺山字花見原（都城市行政界）を終点とする延長約2,580m、代表幅員11mで都市計画決定されており、当初は昭和32年3月29日に決定されている幹線街路である。

全線約 2,580m は概成しているが、今回の長期未着手路線を対象とした見直しによる 3・5・6 号新馬場
五本松線と 3・6・6 号東原通線の廃止に伴い、交差点区域及び交差点数の変更を行うものである。

また、車線数について未決定であったことから、車線数を決定するものである。

都市計画の決定及び変更経緯表

変更経緯	名 称	告示年月日	告示番号	延 長	幅員	備 考
当初決定	I・小・3号 新馬場五本松線	昭和32年3月29日	建設省告示第322号	約970m	9m	
第1回変更	” ”	昭和37年3月30日	建設省告示第1008号	約1,008m	9m	起点の変更
第2回変更	3・5・6号 ”	昭和52年12月8日	三股町告示第46号	約1,010m	12m	幅員及び名称の変更
当初決定	II・3・7号 東原通線	昭和32年3月29日	建設省告示第322号	約132m	11m	
第1回変更	3・6・6号 ”	昭和52年12月8日	三股町告示第46号	約130m	11m	名称の変更
当初決定	I・小・4号 病院通線	昭和32年3月29日	建設省告示第322号	約1,030m	9m	
第1回変更	II・3・8号 ”	昭和44年5月20日	建設省告示第2618号	約1,000m	12m	幅員及び名称の変更
第2回変更	3・5・2号 ”	昭和52年12月8日	三股町告示第46号	約1,000m	12m	名称の変更
当初決定	I・小・1号 新馬場榎堀線	昭和32年3月29日	建設省告示第322号	約1,225m	9m	
第1回変更	” ”	昭和37年3月30日	建設省告示第1008号	約1,353m	9m	終点及び線形の変更
第2回変更	3・5・5号 ”	昭和52年12月8日	三股町告示第46号	約1,230m	12m	起終点・幅員及び名称の変更
当初決定	II・3・2号 三股都城線	昭和32年3月29日	建設省告示第322号	約2,372m	11m	
第1回変更	3・6・2号 ”	昭和52年12月8日	三股町告示第46号	約2,370m	11m	名称の変更
当初決定	II・3・5号 山王原勝岡線	昭和32年3月29日	建設省告示第322号	約2,160m	11m	
第1回変更	” 山王原早水線	昭和37年3月30日	建設省告示第1008号	約2,560m	11m	終点及、線形及び名称の変更 跨線橋幅員9m
第2回変更	” ”	昭和41年8月16日	建設省告示第2751号	約2,560m	11m	一部幅員の変更 跨線橋幅員9m
第3回変更	3・6・5号 ”	昭和52年12月8日	三股町告示第46号	約2,560m	11m	名称の変更 跨線橋幅員9m
第4回変更	” ”	昭和53年6月10日	三股町告示第20-1号	約2,560m	11m	一部幅員の変更
第5回変更	” ”	平成4年12月5日	三股町告示第42号	約2,580m	11m	一部区域の変更 交差形式の変更

都市計画を変更する土地の区域

3・5・6号 新馬場五本松線

- (1) 追加する区域・・・なし
- (2) 削除する区域・・・三股町 大字 樺山 字 天神・新道・榎堀・射場前 の一部

3・6・6号 東原通線

- (1) 追加する区域・・・なし
- (2) 削除する区域・・・三股町 大字 樺山 字 東原 の一部

3・5・2号 病院通線

- (1) 追加する区域・・・なし
- (2) 削除する区域・・・三股町 大字 樺山 字 松原 の一部

3・5・5号 新馬場榎堀線

- (1) 追加する区域・・・なし
- (2) 削除する区域・・・三股町 大字 樺山 字 榎堀 の一部

3・6・2号 三股都城線

- (1) 追加する区域・・・なし
- (2) 削除する区域・・・三股町 大字 樺山 字 榎堀・射場前・東原 の一部

3・6・5号 山王原早水線

- (1) 追加する区域・・・なし
- (2) 削除する区域・・・三股町 大字 樺山 字 天神・新道・東原 の一部

都市計画の変更の経緯の概要

都城広域都市計画道路の変更

(3・5・6号新馬場五本松線、3・6・6号東原通線、3・5・2号病院通線、3・5・5号新馬場榎堀線、3・6・2号三股都城線、3・6・5号山王原早水線)

平成26年10月16日 三股町都市計画道路見直し検討委員会(第1回)

平成26年11月14日
～12月15日 パブリックコメント

平成27年2月3日 住民説明会(昼の部・夜の部)

平成27年3月3日 三股町都市計画道路見直し検討委員会(第2回)

平成31年1月下旬 県事前協議

平成31年2月中旬 都市計画案の公告の縦覧(2週間)

平成31年3月上旬 三股町都市計画審議会へ諮問

平成31年3月上旬 同審議会の答申

平成31年3月中旬 知事との協議

平成31年3月下旬 決定告示